

平成31年第4回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年4月24日（水）午前9時53分から10時32分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第4 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより平成31年第4回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第9号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第9号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は売買です。登記地目は田または畑、現況地目も田または畑となっており、合計面積は2,039㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月11日に譲受人立会いのもと、担当委員の三谷委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料18ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。

また、今回は改選後初めての総会ということで、農地法第3条の許可要件の資料をお手元に配布しておりますので、そちらを参考にご審議をお願いいたします。

それでは、各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、10ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は2ページにもありますとおり5,196㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は以前から申請地付近で農業に従事しており、自宅も今回の申請農地から近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月11日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第9号について担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は水稲や山菜の栽培をするということで、計画どおりの善良な管理が見込めるものと考え、

現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第9号について、発言のある方は挙手願います。

〔上池委員〕

はい。

〔議長〕

どうぞ。

〔上池委員〕

譲渡人は地元の方ですか。

〔三谷委員〕

この方は、父親が地元の方で、元々は地元でございましたが、現在は転居しております。

〔上池議員〕

分かりました。ありがとうございました。

〔議長〕

他にありませんか。

ないようですので、採決をいたします。議案第9号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。

今回の諮問案件3件のうち1件については、XXXXXXXXXX委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、XXXXXXXXXX委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご

異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、[]委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

([]委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は29ページから34ページとなります。利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は[]地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

こちらについても、利用権設定の要件資料を配布しておりますので、そちらを参考にご審議をお願いいたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

[議長]

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退場している []委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは []委員を正会に復帰させます。

([]委員、正会に復帰)

引き続き日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく大豊町農用地利用集積計画に

ついて、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、残りの利用権設定ですが、資料は19ページから28ページとなります。利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定が2件となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は■■■■■地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。ロの法人である場合についても、法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められることから、問題ないと思われまます。

第4号についても、当該農地は、本契約にて権利を有する者全員の同意が得られておりますので、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第4、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は28ページからとなります。

こちらは事務局で作成いたしました平成31年度の大豊町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の案となります。こちらの内容が適切であるか否かの審議をいただきたいと思います。

農業委員会の状況 1 農家・農地等の概要ですが、左の2つの数値に変更はありません。右端の数値は農地利用集積状況調査をもとにしましたので、昨年分から若干変更があります。下の表に参ります。耕地面積は国の公表する面積です。国から示された数値ですので、昨年同様空欄にしております。経営耕地面積、農地台帳面積も変更ございません。次の2農業委員会の現在の体制については、現在の委員さんのおり変更いたしました。

次のページです。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてです。集積面積、集積率は今年度の実績値は記載のとおりです。2の平成31年度の目標及び活動計画の目標集積面積は40.0ha、うち新規集積面積1.8haとしました。活動計画は昨年と同様としました。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に移ります。2目標及び活動計画参入目標数1経営体、参入目標面積1.0haとしました。活動計画は、こちらも昨年と同様としました。

次のページに参ります。Ⅳ遊休農地に関する措置の1現状及び課題はお示しのとおりです。2目標及び活動計画の目標、遊休農地の解消面積0.5haとしました。活動計画の調査員数14人とし、農地利用最適化推進委員の皆様とともに、農業委員の皆様にも加わっていただきたいと考えております。それに合わせて、調査方法の一番下に、『また、8月～9月には農業委員とともに町内のパトロールを行う』と記入しています。農地の利用意向調査の時期は、昨年と同様にしております。その他は『早期発見・早期解消に努める。』としました。

V違反転用への適正な対応の2活動計画は前年と同じく設定しております。以上で説明を終わります。

〔議長〕

本件に関して、ご意見ご質問等ありませんか。

〔小笠原章仁委員〕

はい。

〔議長〕

どうぞ。

〔小笠原章仁委員〕

認定農業者は18人となっていますが、昨年比べて増えましたか。

〔事務局書記〕

一人増えています。

〔小笠原章仁委員〕

分かりました。

〔議長〕

他にありませんか。ないようですので、採決をいたします。平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり決定することといたします。

次に、その他の件について、事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

次回総会についてですが、5月29日水曜日午前10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしく願いいたします

事務局からは以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、平成 31 年第 4 回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 3 番

署名委員 5 番
